

夏休み 児童館イベント情報

8/4 粘土でまちづくり

マイクロバスにあそびを詰め込んだ移動児童館「ゆめたま号」がやってきます。たくさんの粘土を使って、みんなと一緒に大きなまちをつくります。参加希望者は、お近くの町内児童館にお申し込みください。▶**とき** 8月4日(火) 午前10時～正午▶**ところ** しいの木児童センター▶**対象** 小学生▶**定員** 50名(定員になり次第締切)▶**持ち物** タオルと水筒▶**その他** 動きやすく、汚れてもよい服装で来てください▶**問合せ** しいの木児童センター ☎39・0114

8/21 アートバルーン教室

風船をふくらませ、ひねったり曲げたりしながら、動物や花などいろいろなものを作ります。参加希望者は、お近くの町内各児童館にお申し込みください。▶**とき** 8月21日(金) 午前10時～正午▶**ところ** ひまわり児童館▶**対象** 小学生▶**定員** 20名(定員になり次第締切)▶**持ち物** 水筒、タオル▶**問合せ** ひまわり児童館 ☎39・3600

町政あんない

臨時福祉給付金申請受付

平成二十六年四月からの消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の低い方に対して、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。▼**支給対象者** 平成二十七年一月一日に豊山町に住民登録がされており、平成二十七年分町民税(均等割)が課税されていない方 ※ただし、町民税(均等割)が課税されている方の被扶養者となつている場合や生活保護制度の被保護者となつている場合などは対象となりません▼**支給額** 支給対象者一人につき六千円(一回限りの支給)▼**申請手続** 対象と思われる世帯には、八月十日(月)に町から制度の案内と申請書を送付する予定です。申請書と必要書類を直接お持ちいただくか、郵送してください▼**申請期間** 八月十五日(土)～十一月十六日(月)(土・日曜日、祝日を除く。ただし、八月十五日(土)・十六日(日)は受け付けます)▼**申請窓口** 役場二階会議室二 ※十月二十六日(月)からは、役場一階五番窓口福祉課で受け付けます。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

町や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操

作をお願いすることは絶対にありません。また、町や厚生労働省などが臨時福祉給付金を支給するために手数料などの振込を求めることは絶対にありません。▼**問合せ** 臨時福祉給付金等専用ダイヤル ☎28・0183 福祉課福祉係 ☎28・0912

現況届の提出を

児童扶養手当、県遺児手当、町子ども福祉手当を受給されている方

七月末に受給者の方へ必要書類を郵送しましたので、役場一階五番窓口福祉課に提出してください。手当を受給中の方で事実婚をしている場合は、手当の喪失手続をしてください。事実婚より後に受け取った手当がある場合は、返還していただく必要があります。▼**受付期間** 八月三日(月)～八月三十一日(月)(土・日曜日は除く)▼**問合せ** 福祉課子育て支援係 ☎28・0936

県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給されている方

手当を受けることができるのは下表に該当する方です。必要書類は八月下旬に送付します。必要事項を記入・捺印の上、役場一階五番窓口福祉課に提出してください。また、特別養護老人ホ

ム・介護老人保健施設・介護保険適用の介護療養型医療施設 障害者支援施設などの施設に入所している方や病院に三か月以上入院している方は、県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けられません。喪失の手続をしてください。▼**受付期間** 八月十一日(火)～九月十日(木)

別表(対象者一覧)

手当の種類	国・県の別	対象となる方
県在宅重度障害者手当	県	身体障がい者1級または2級の手帳所持の方。知的障がい者でIQ35以下の方。身体障がい者3級および知的障がい者IQ50以下の方。
特別障害者手当	国	20歳以上の方で身体障がい者2級以上の障がいを重複して有する方、または身体障がい者2級以上の障がいを有し、知的障がいIQ20以下の方。
障害児福祉手当	国	20歳未満の児童で身体障がい者1級の障がいを有する児童、または知的障がいIQ20以下の児童。
特別児童扶養手当	国	身体障がい者1級から3級または知的障がいIQ50以下の障がい、病状のある20歳未満の児童を育てている保護者。

※国制度と県制度の手当を同時に受給することはできません。

▼問合せ

福祉課福祉係

☎28・0912